

# 山梨県公報

第千八百十六号

平成十九年

十二月十三日

木曜日

## 目次

都市計画の変更(三件).....	八三三
道路の区域変更.....	八三三
建築基準法に基づく道路位置指定.....	八三四
公告	
県政功績者.....	八三四
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定.....	八三五
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定.....	八三六
開発行為に関する工事の完了について.....	八三七
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正.....	八三七

## 告示

### 山梨県告示第四百三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。  
平成十九年十二月十三日

山梨県知事 横内正明

- 都市計画の種類  
大月都市計画道路  
(三・五・一号 大月駅前通り線)
- 都市計画の変更に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分
- 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

### 山梨県告示第四百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。  
平成十九年十二月十三日

山梨県知事 横内正明

- 都市計画の種類  
富士北麓都市計画道路  
(三・三・十号 船津小海線)
- 都市計画の変更に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分
- 縦覧場所  
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

### 山梨県告示第四百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。  
平成十九年十二月十三日

山梨県知事 横内正明

- 都市計画の種類  
都留都市計画道路  
(三・五・三号 厚原線)
- 都市計画の変更に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分
- 縦覧場所  
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

### 山梨県告示第四百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十年一月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士吉田西桂線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡西桂町倉見二二五番の二地先から南都留郡西桂町倉見二二三番の二地先まで	六・五 一三・〇	四・〇 五・〇		九〇・〇

山梨県告示第四百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十二月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置  
 韮崎市旭町上條北割字桜木一九八四番五及び一九八四番三二の一部
- 二 道路の幅員  
 最大四・二メートル 最小四・二メートル
- 三 道路の延長  
 一〇一・一八メートル

公 告

● 県政功績者

山梨県表彰規則（昭和二十七年山梨県規則第十二号）に基づき平成十九年度県政功績者は、次のとおりである。

平成十九年十二月十三日

山梨県知事 横内正明

個人

功績分野	氏名	住 所
深 沢 幸 雄	有 泉 仁	千葉県市原市鶴舞三百八番地
	石 野 定 治	西八代郡市川三郷町山保三千三百五十三番地
	岡 部 和 臣	笛吹市八代町南四千四百二十三番地
	小 澤 一 郎	笛吹市石和町四日市場二千三百十八番地
	河 西 信 一 郎	山梨市三富川浦三百二十九番地二
	黒 川 兵 衛	笛吹市御坂町上黒駒四百一十番地
	小 林 繁 雄	中央市成島千八十五番地
	清 水 岩 男	甲州市塩山下小田原二百七十五番地
	野 沢 眞 稔	北杜市長坂町小荒間八百四十五番地
	望 月 四 郎	北杜市明野町下神取千四百六十番地二
	石 澤 道 夫	山梨市東二百五十五番地
	早 川 正 秋	富士吉田市新屋百七十五番地
	中 澤 正 誠	南巨摩郡鵜沢町十谷九番地
	山 田 正 賢	南巨摩郡増穂町青柳町九百五番地の二
	遠 藤 政 弘	甲斐市龍地千八百五十四番地九
	塚 田 岳 夫	甲府市国玉町千七百七十四番地
	本 田 泰 夫	中巨摩郡昭和町押越八百四十三番地
	青 柳 和 人	上野原市上野原三千四百四十六番地五
	風 間 善 樹	甲府市塩部一丁目六番三三〇
	勝 取 静 美	甲府市大里町三千五百十二番地三
	名 取 静 雄	西八代郡市川三郷町市川大門九百十五番地
	丸 茂 紀 彦	北杜市長坂町富岡百三十一番地一
	宮 田 如 龍	富士吉田市下吉田千三百十四番地
	百 瀬 克 彦	甲府市相生三丁目八番三十号
	浅 川 祐 二	甲府市北口三丁目四番三十三号 千五百五
		甲府市中央一丁目十二番三十一号
		甲府市善光寺三丁目三十四番二十九号
		甲府市上石田三丁目三番三十七号

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定  
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項 第四十六条第一項及び

環境	功績分野	団体名	所在地
自然とオオムラサキに親しむ会			北杜市長坂町富岡二千八百十二番地

団体

環境	社会福祉	保健衛生	教育文化
古屋 旭	水野 成一	赤岡 利行	飯島 國彦
渡辺 寿満子	横森 一	里吉 和子	丹澤 國彦
三井 静	両角 倉一	甲府市武田二丁目四番四号	廣瀬 利一
	向井 敦子	甲府市塩部三丁目十六番三十三号	大森 良醇
	水上 和彦	南アルプス市小笠原千二百七十四番地	山本 雄武
	花園 光明	山梨市七日市場千三百七十五番地の十	松本 武涉
	名取 英雄		深澤 兼好
	中込 信郎		樋口 兼好
	鶴田 信俊		今福 芳徳
	関口 稔夫		雨宮 強
	飯島 國彦		
	丹澤 國彦		
	廣瀬 利一		
	大森 良醇		
	山本 雄武		
	松本 武涉		
	深澤 兼好		
	樋口 兼好		
	今福 芳徳		
	雨宮 強		

第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。  
 平成十九年十二月十三日  
 山梨県知事 横内正明

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
ウエルシア薬局甲斐開国橋店	甲斐市西八幡三五六八番地一	一九四二七一〇 二九三	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年十月一日
ウエルシア薬局甲斐開国橋店	甲斐市西八幡三五六八番地一	一九四二七一〇 二九三	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年十月一日
ウエルシア薬局甲斐開国橋店	甲斐市西八幡三五六八番地一	一九四二七一〇 二九三	居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年十月一日
デイサービスセンターリップズ笛吹	笛吹市御坂町成田二四七七番地一	一九七二八〇〇 四三六	介護予防通所介護	平成十九年十月一日
デイサービスセンターリップズ笛吹	笛吹市御坂町成田二四七七番地一	一九七二八〇〇 四三六	通所介護	平成十九年十月一日
西調剤薬局	笛吹市石和町四日市場一七九二番地一	一九四二八〇〇 三一八	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年十月一日
西調剤薬局	笛吹市石和町四日市場一七九二番地一	一九四二八〇〇 三一八	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年十月一日
株式会社オースドラッグ	中央市井之口一〇九一番地	一九四三三二〇 一八四	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年十月一日
株式会社オースドラッグ	中央市井之口一〇九一番地	一九四三三二〇 一八四	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年十月一日
株式会社オースドラッグ	中央市井之口一〇九一番地	一九四三三二〇 一八四	居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年十月一日

ス玉穂店	一			
合同会社恵耕園	上野原市桐原七八一一番地	一九七二〇〇〇 一〇一	介護予防訪問介護	平成十九年十月一日
合同会社恵耕園	上野原市桐原七八一一番地	一九七二〇〇〇 一〇一	訪問介護	平成十九年十月一日
指定通所介護事業所ふあみりー	甲府市湯村三丁目一八番一 二二	一九七〇一〇二 四二二	介護予防通所介護	平成十九年十月一日
指定通所介護事業所ふあみりー	甲府市湯村三丁目一八番一 二二	一九七〇一〇二 四二二	通所介護	平成十九年十月一日
このの内科クリニック	南アルプス市 桃園一六八八番地三	一九二一六〇〇 五一六	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年十月二日
このの内科クリニック	南アルプス市 桃園一六八八番地三	一九二一六〇〇 五一六	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成十九年十月二日
このの内科クリニック	南アルプス市 桃園一六八八番地三	一九二一六〇〇 五一六	介護予防訪問看護(みなし)	平成十九年十月二日
このの内科クリニック	南アルプス市 桃園一六八八番地三	一九二一六〇〇 五一六	居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年十月二日
このの内科クリニック	南アルプス市 桃園一六八八番地三	一九二一六〇〇 五一六	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十九年十月二日
このの内科クリニック	南アルプス市	一九二一六〇〇	訪問看護(みなし)	平成十九年十月二日

リニック	桃園一六八八番地三	五一六	し)	二日
デイサービスあんず	南アルプス市 曲輪田二六二〇番地	一九七二六〇〇 五八八	介護予防通所介護	平成十九年十月十五日
デイサービスあんず	南アルプス市 曲輪田二六二〇番地	一九七二六〇〇 五八八	通所介護	平成十九年十月十五日
特定非営利活動法人介護相談室うえの	南アルプス市 下今井四八七番地七	一九七二六〇〇 五九六	居宅介護支援	平成十九年十月十五日
かおり薬局	甲斐市中下条 八八六番地一	一九四二七〇〇 三〇二	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年十月十六日
ほくと夢ボケット デイサービス	北杜市高根町 村山西割二〇四四番地一	一九七一九〇〇 三一九	介護予防通所介護	平成十九年十月二十九日
ほくと夢ボケット デイサービス	北杜市高根町 村山西割二〇四四番地一	一九七一九〇〇 三一九	通所介護	平成十九年十月二十九日

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定  
 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、  
 次の者を同法第五十四条第二項の指定自立支援医療機関(精神通院医療)として指定し  
 た。

平成十九年十二月十三日

山梨県知事 横内 正明

名称	所在地	指定年月日
----	-----	-------



一七一	笛吹市石和町井戸一三二番地二先(市道石和四〇九号線と笛吹農道三〇号線との十字路交差点)	恵比寿	平成一九年二月一日 告示第一〇二号
一七二	笛吹市八代町米倉六八七番地の一先(県道白井甲州線(圭林バイパス)と広域農道金川曾根線との交差点)	米倉橋南	平成一九年二月二三日 告示第一一七号

六	南都留郡河口湖町河口一、七一六番地の一先(国道一三七号線と県道河口湖富士線との交差点)	産屋ヶ崎交差点	四六・四・一八
七	南都留郡河口湖町船津二九九番地の一先(県道河口湖富士線と県道青木ヶ原河口湖線との十字路交差点)	河口湖大橋南	平六・三・一七 告示第一四号
八	南都留郡河口湖町船津三九一番地の一先(県道河口湖富士線と県道鳴沢河口湖線との十字路交差点)	湖南中学校北	平六・三・一七 告示第一四号

六	南都留郡富士河口湖町河口一、七一一番地の一先(国道一三七号と県道富士河口湖富士線との交差点)	河口湖大橋北	平成一九年二月二三日 告示第一一七号
---	--	--------	-----------------------

七	南都留郡富士河口湖町船津二九九番地の一先(県道富士河口湖富士線と県道青木ヶ原船津線との交差点)	乳ヶ崎北	平成一九年二月二三日 告示第一一七号
八	南都留郡富士河口湖町船津三九一番地の一先(県道富士河口湖富士線と県道鳴沢富士河口湖線との交差点)	乳ヶ崎南	平成一九年二月二三日 告示第一一七号

二六	南都留郡河口湖町船津六、八三九番地の二先(国道一三九号と町道船津登山道線との十字路交差点)	船津登山道	平三・三・二五 告示第九号
----	---	-------	------------------

二六	南都留郡富士河口湖町船津六、八三九番地の二先(国道一三九号と町道船津登山道線との交差点)	ステラシアタ ー入口	平成一九年二月二三日 告示第一一七号
----	--	---------------	-----------------------

二八	南都留郡河口湖町河口一、一〇八番地先(国道一三七号線と県道河口湖御殿場線との交差点)	河口	四八・二・二五
----	--	----	---------

二八	南都留郡富士河口湖町河口一、一〇八番地先(国道一三七号と県道河口湖精進線との交差点)	河口浅間神社 前	平成一九年二月二三日 告示第一一七号
----	--	-------------	-----------------------

三七	南都留郡河口湖町船津一、三 九番地先（県道河口湖富士線と 県道船津小海線との交差点）	中央公民館北	平六・三・一七 告示 第一四号
----	--	--------	--------------------

三七	南都留郡富士河口湖町船津一、 三八九番地先（県道富士河口湖 富士線同士の交差点）	町役場前	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
----	--	------	-----------------------

八一	南都留郡河口湖町河口二、七四 六番地先（国道一三七号線と県 道上九一色河口湖線ハイパスと のＴ字路交差点）	河口湖北中入 口	六一・三・一三 告示 第八号
----	--	-------------	-------------------

八一	南都留郡富士河口湖町河口二、 七四六番地先（国道一三七号と 県道河口湖精進線との交差点）	河口湖美術館 前	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
----	--	-------------	-----------------------

に改める。  
別表第三中

一〇一	町道	中巨摩郡竜王町西八 幡三、四九二番地の 六先（橋田方）から 中巨摩郡竜王町西八 幡二、五四九番地先 （居村方）まで （四〇〇メートル）	車両 （自転 車を除 く。）	日曜、 休日 を除く 七時 から 九時 まで	南甲 府 一 六号	四九・四・一 一
-----	----	---	-------------------------	--	-----------------	-------------

一〇一	市道	甲斐市西八幡三、四 九二番地の六先から 甲斐市西八幡三、五 四六番地先まで（一 四〇メートル）	車両（ 自転 車を 除く ）	日曜、 休日 を除く 七時 から 九時 まで	葦崎	平成一九年二月 一三日 告示第一一七号
-----	----	---	----------------------------	--	----	---------------------------

に改める。  
別表第四中

八七	市道	塩山市上於曾一、七五 九番地先（志村方）か ら塩山市上於曾一、七 七八番地先（岸本方） まで （二二〇メートル）	車両 （二輪 のもの を除 く。）	車両進行 北から南 へ 終日	塩山	四九・四・一 一六号
----	----	---	-------------------------------	-------------------------	----	---------------

八七	市道	甲州市塩山上於曾一、 八〇六番地先から甲州 市塩山上於曾一、七七 八番地先まで（一八〇 メートル）	車両（ 二輪の ものを 除く。）	車両進行 北から南 へ終日	日下 部	平成一九年一 二月一三日 告示第一一七 号
----	----	---	---------------------------	---------------------	---------	--------------------------------

五三二	市道	甲斐市富竹新田二六八 番地一先から北方一三 メートル地点の真福寺 南交差点まで（一三メ ートル）	車両（ 原付・ 軽車両 を除く ）	車両進行 南から北 へ終日	葦崎	平成一九年一 月一日 告示第一〇一 号
-----	----	--	-------------------------------	---------------------	----	------------------------------

に改める。

別表第五中

五三二	市道	甲斐市富竹新田二六八番地一先から北方一三メートル地点の真福寺南交差点まで(一三メートル)	車両(原付・軽車両を除く)	車両進行 南から北へ終日	葦崎	平成一九年一月一日 告示第一〇一号
五三三	県道白井甲州線(圭林バイパス)	笛吹市境川町前間田五六番地先(狐川橋東交差点・県道白井甲州線西進から圭林バイパスへの左折導流部)(二〇メートル)	車両	車両進行 東から南へ終日	笛吹	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
五三四	県道白井甲州線(圭林バイパス)	笛吹市八代町米倉一、一一五番地先(狐川橋東交差点・県道白井甲州線東進から圭林バイパスへの左折導流部)(二〇メートル)	車両	車両進行 西から北へ終日	笛吹	平成一九年二月一三日 告示第一一七号

に改める。

別表第六中

七六	村道	中巨摩郡玉穂村成島二、〇五四番地の一先(乙黒儀則所有桑畑)南側	東進する車両	七時から九時まで	南甲府	五二・九・三三〇号
七六	削除				南甲府	平成一九年二月一三日 告示第一一七号

に改める。

別表第十中

一六一	村道	中巨摩郡玉穂村成島二、〇五四番地の一先(乙黒儀則所有桑畑)南側	東進する車両	七時から九時まで	南甲府	五二・九・三三〇号
一六一	削除				南甲府	平成一九年二月一三日 告示第一一七号

に改める。

別表第十中

五〇四	国道一三七号(上黒駒バイパス)	笛吹市御坂町上黒駒一、八八二番地の二先	笛吹市石和町方面へ進行する車両	終日	笛吹	平成一九年三月二二日 告示第二八号
-----	-----------------	---------------------	-----------------	----	----	----------------------

に改める。

別表第十中

五〇四	国道一三七号(上黒駒バイパス)	笛吹市御坂町上黒駒一、八八二番地の二先	笛吹市石和町方面へ進行する車両	終日	笛吹	平成一九年三月二二日 告示第二八号
五〇五	県道甲斐中央線	甲斐市西八幡二、四六二番地一先(玉幡小学校入口交差点直近東側の丁字路交差点)	西進する車両	終日	葦崎	平成一九年二月一三日 告示第一一七号



四二一	県道 布施竜 王線	中巨摩郡竜王町西八幡二、五四 六番地先（玉幡小学校入口）	一	南甲 府	四九・四・二一 一六号
-----	-----------------	---------------------------------	---	---------	----------------

四二一	県道甲 斐中央 線	甲斐市西八幡二、五四六番地先 （玉幡小学校入口交差点）	三	葦崎	平成一九年二 月一三日 告示第一一七号
-----	-----------------	--------------------------------	---	----	---------------------------

一、七二八	国道 一三七 号線	東八代郡御坂町井之上八〇二番 地先（井之上大型共撰所前）	一	石和	五〇・一〇・六 三三三号
-------	-----------------	---------------------------------	---	----	-----------------

一、七二八	削除			笛吹	平成一九年二 月一三日 告示第一一七号
-------	----	--	--	----	---------------------------

三、七六〇	町道	中巨摩郡敷島町天狗沢一五〇番 地先（山梨交通バスターミナル 前交差点）	一	甲府	平四・三・五 第七号
-------	----	---	---	----	---------------

三、七六〇	市道	甲斐市天狗沢一五〇番地先（山 梨交通バスターミナル前交差点 ）	二	葦崎	平成一九年二 月一三日 告示第一一七号
-------	----	---------------------------------------	---	----	---------------------------

四、九六七	県道中 道塩山 線（圭 林バイ パス）	東八代郡八代町米倉一、一〇〇 番地の一先（狐川橋東交差点）	三	石和	平成一五年五月 一日 告示第三二号
-------	---------------------------------	----------------------------------	---	----	-------------------------

四、九六七	県道白 井甲州 線（圭 林バイ パス）	笛吹市八代町米倉一、一〇〇番 地の一先（狐川橋東交差点）	六	笛吹	平成一九年二 月一三日 告示第一一七号
-------	---------------------------------	---------------------------------	---	----	---------------------------

五、二三八	国道二 〇号	上野原市上野原二、五五一番地 先（丁字路交差点）	二	上野 原	平成一九年一 月一日 告示第一〇二号
-------	-----------	-----------------------------	---	---------	--------------------------

五、二三八	国道二 〇号	上野原市上野原二、五五一番地 先（丁字路交差点）	二	上野 原	平成一九年一 月一日 告示第一〇二号
五、二二九	県道甲 斐中央 線	甲斐市名取一四九番地先（丁字 路交差点）	二	葦崎	平成一九年二 月一三日 告示第一一七号

五、二二九	県道白 井甲州 線（圭 林バイ パス）	笛吹市八代町米倉六八七番地の 一先（米倉橋南交差点）	一	笛吹	平成一九年二 月一三日 告示第一一七号
-------	---------------------------------	-------------------------------	---	----	---------------------------

一五、二二二	県道白 井甲州 線(圭 林バイ パス)	笛吹市境川町前間田二二〇番地 先(十字路交差点)	一	笛吹	平成一九年二 月二三日	告示第一一七号
--------	---------------------------------	-----------------------------	---	----	----------------	---------

に改める。  
別表第十四中

八〇五	金川曾 根広域 農道	東八代郡御坂町大 野寺地内(天狗沢 橋)から東八代郡 境川村藤袋四八四 四番地の二先(金 刀比羅橋北詰)ま で	七、五〇〇	高速車 中速車	四〇	石和	五七・二 ・一五 七号
-----	------------------	---	-------	------------	----	----	-------------------

八〇五	広域農 道金川 曾根線	笛吹市御坂町大野 寺地内(天狗沢橋 )から笛吹市八代 町米倉六八七番地 の一先(花田橋東 詰)までの両側	四、三八〇	車両(原付・ けん引 を 除く。)	四〇	笛吹	平成一九 年一二月 一三日 告示第一 一七号
-----	-------------------	---	-------	----------------------------	----	----	------------------------------------

一、五 〇七	県道 敷島田 富線 (都市 計画道 路田富 町敷島 線)	中巨摩郡竜王町西 八幡三、五九九番 地先(株秀和交 差点)から中巨摩 郡竜王町西八幡三 、六六八番地先(竜 王西小学校北交 差点)までの両側	二二〇	車両 (原付 ・けん 引を 除く。)	四〇	南甲 府	平一・ 三・一三 告示 第一四号
-----------	---	---	-----	--------------------------------	----	---------	---------------------------

一、五 〇七	県道甲 斐中央 線	甲斐市西八幡二、 五四九番地一先(玉 幡小学校入口交 差点)から甲斐市 西八幡三、六六八 番地先(竜王西小 学校北交差点)ま での両側	六四〇	車両(原付・ けん引 を 除く。)	四〇	葦崎	平成一九 年一二月 一三日 告示第一 一七号
-----------	-----------------	--	-----	----------------------------	----	----	------------------------------------

一、五 七一	県道中 道塩山 線(圭 林バイ パス)	東八代郡境川村三 桐六四二番地の二 先(有峡東技研西 側交差点)から東 八代郡境川村石橋 七〇二番地先(石 橋北交差点)まで の両側	一、二八〇	車両 (原付 ・けん 引を 除く。)	五〇	石和	平成一四 年一二月 二八日 告示第七 三号
-----------	---------------------------------	---	-------	--------------------------------	----	----	-----------------------------------

一、五 七一	県道白 井甲州 線(圭 林バイ パス)	笛吹市境川町三桐 六四六番地先(大 坪交差点)から笛 吹市八代町米倉六 八七番地の一先(花 田橋西詰)まで の両側	二、六九五	車両(原付・ けん引 を 除く。)	五〇	笛吹	平成一九 年一二月 一三日 告示第一 一七号
-----------	---------------------------------	---	-------	----------------------------	----	----	------------------------------------

一、五 七五	県道中 道塩山 線	東八代郡境川村石 橋七〇二番地先(石 橋北交差点)か	六一〇	車両(原付・ けん引)	五〇	石和	平成一五 年五月一 日
-----------	-----------------	----------------------------------	-----	----------------	----	----	-------------------

を		に		を			
一、六 五八	町道	南巨摩郡身延町手 打沢七七九番地先 から南巨摩郡身延	八〇〇	車両（ 原付・ けん引	五〇	南部	平成一九 年十二月 一三日
一、六 五七	市道赤 坂線	富士吉田市上吉田 三、四六四番地の 二先（桂橋交差点 ）から富士吉田市 上吉田六、一一一 番地先（鐘山北交 差点）までの両側	六三五	車両（ 原付・ けん引 を除く	五〇	富士 吉田	平成一九 年三月二 二日 告示第二 八号
		富士吉田市上吉田 三、四六四番地の 二先（桂橋交差点 ）から富士吉田市 上吉田六、一一一 番地先（鐘山北交 差点）までの両側	六三五	車両（ 原付・ けん引 を除く	五〇	富士 吉田	平成一九 年三月二 二日 告示第二 八号
		削除				笛吹	平成一九 年十二月 一三日 告示第一 一七号
		ら東八代郡八代町 米倉一、一〇〇番 地の二先（狐川橋 東交差点）までの 両側		を除く			告示第三 二号

を		に改める。 別表第十五中		を			
四二六	県道甲 斐中央 線	甲斐市西八幡二、五 四九番地一先（玉幡 小学校入口交差点）	六四〇	車両	終日	葦崎	平成一九 年十二月 一三日
四二六	県道 敷島田 富線 （都市 計画道 路田富 町敷島 線）	中巨摩郡竜王町西八 幡三、五九九番地先 （株秀和前交差点） から中巨摩郡竜王町 西八幡三、六六八番 地先（竜王西小学校 北交差点）までの両 側	二二〇	車両	終日	南甲 府	平成一九 年三月一 三日 告示第 一四号
一、六 五九	町道	南巨摩郡身延町手 打沢一四一番地先 から南巨摩郡身延 町大塩一、五六六 番地先までの両側	一、〇〇〇	車両（ 原付・ けん引 を除く	四〇	南部	平成一九 年十二月 一三日 告示第一 一七号
一、六 六〇	広域農 道金川 曾根線	笛吹市八代町米倉 六八七番地の二先 （米倉橋南交差点 ）から笛吹市境川 町藤袋四、八四四 番地の二先（金刀 比羅橋北詰）まで の両側	三、〇七五	車両（ 原付・ けん引 を除く	四〇	笛吹	平成一九 年十二月 一三日 告示第一 一七号
		町手打沢一四一番 地先までの両側		を除く			告示第一 一七号

四四二	削除	四四二 県道中 道塩山 線	西八代郡境川村石橋 七〇二番地先(石橋 北交差点)から東八 代郡八代町米倉一、 一〇〇番地の一先) 狐川橋(東交差点)ま での両側	六一〇	車両	終日	石和	平成一五 年五月一 日 告示第三 二号
四四〇		四四〇 県道白 井甲州 線(圭 林バイ パス)	笛吹市境川町三櫛六 四六番地先(大坪交 差点)から笛吹市八 代町米倉六八七番地 の一先(花田橋西詰 )までの両側	二、六九五	車両	終日	笛吹	平成一九 年二月一 三日 告示第一 一七号
四四〇		四四〇 県道中 道塩山 線(圭 林バイ パス)	東八代郡境川村三櫛 六四二番地の一先) (向峡東技研西側交差 点)から東八代郡境 川村石橋七〇二番地 先(石橋北交差点) までの両側	一、二八〇	車両	終日	石和	平成一四 年一月二 八日 告示第七 三号
			から甲斐市西八幡三 、六六八番地先(竜 王西小学校北交差点 )までの両側					告示第一 一七号

一一、二二六	市道	中央市成島一、六五四番地二先	南甲府	平成一九年一二
一一、二二五	市道	甲府市德行四丁目一、四五〇番 地先(カーオートぶうぶ北側交 差点・東進車両)	甲府	平成一九年一二 月一三日 告示第一一七号
一一、二二四	市道	上野原市上野原二、五五一番地 先(市道と国道二〇号との丁字 路交差点・西進車両)	上野原	平成一九年一 月一日 告示第一〇一号
一一、二二四	市道	上野原市上野原二、五五一番地 先(市道と国道二〇号との丁字 路交差点・西進車両)	上野原	平成一九年一 月一日 告示第一〇一号
一、六九九	削除		富士吉 田	平成一九年一二 月一三日 告示第一一七号
一、六九九	県道 河口湖 御殿場 線	西八代郡上九一色村青木が原五 一四番地先(国道一三九号線と の合流点)二ヶ所	富士吉 田	五〇・八・一九 二九号
別表第十六中 に改める。				
				年十二月 一三日 告示第一 一七号

一一、二二七	市道	(成島西交差点・南進車両)		月一三日 告示第一一七号
一一、二二八	市道	中央市成島一、六五六番地先(成島西交差点・北進車両)	南甲府	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
一一、二二九	市道	甲斐市天狗沢一五〇番地五九先(山交八入停留所北側交差点・北進車両)	葦崎	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
一一、二三〇	県道甲斐中央線	甲斐市西八幡二、五三四番地先(丁字路交差点・南進車両)	葦崎	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
一一、二三一	市道	甲斐市西八幡二、五五七番地三先(兩宮商会南側丁字路交差点・東進車両)	葦崎	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
一一、二三二	県道栗合成田線	笛吹市御坂町井之上八三二番地先(喫茶ぶんこ西側五差路・西進車両)	笛吹	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
一一、二三三	県道白井甲州線(圭林バイパス)	笛吹市境川町前間田五六番地先(狐川橋東交差点南東角左折導流部・南進車両)	笛吹	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
一一、二三四	県道白井甲州線(圭林バイパス)	笛吹市八代町米倉一、一一五番地先(狐川橋東交差点北西角左折導流部・北進車両)	笛吹	平成一九年二月一三日 告示第一一七号

一一、二三五	西関東連絡道路(側道)	笛吹市春日居町下岩下二五六番地三先(中橋東詰丁字路交差点・南進車両)	笛吹	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
一一、二三六	西関東連絡道路(側道)	笛吹市春日居町下岩下三〇三番地一先(中橋西詰丁字路交差点・北進車両)	笛吹	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
一一、二三七	西関東連絡道路(側道)	笛吹市春日居町鎮目一、一三五番地三先(十字路交差点・南進車両)	笛吹	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
一一、二三八	西関東連絡道路(側道)	笛吹市春日居町鎮目一、〇八六番地一先(十字路交差点・北進車両)	笛吹	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
一一、二三九	西関東連絡道路(側道)	笛吹市春日居町下岩下一一一番地一先(十字路交差点・北進車両)	笛吹	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
一一、二四〇	西関東連絡道路(側道)	山梨市上岩下二七二番地四先(十字路交差点・南進車両)	日下部	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
一一、二四一	市道	甲州市塩山藤木一一六番地先(十字路交差点・北進車両)	日下部	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
一一、二四二	市道	甲州市塩山小屋敷二二三番地先(十字路交差点・西進車両)	日下部	平成一九年二月一三日

一一、二四三	市道	甲州市塩山藤木一四六番地先（ 十字路交差点・東進車両）	日下部	平成一九年二 月一三日	告示第一一七号
一一、二四四	国道一 三九号	南都留郡富士河口湖町精進五一 四番地先（丁字路交差点・北進 車両）	富士吉 田	平成一九年二 月一三日	告示第一一七号
一一、二四五	県道河 口湖精 進線	南都留郡富士河口湖町精進五一 四番地先（丁字路交差点・南進 車両）	富士吉 田	平成一九年二 月一三日	告示第一一七号
一一、二四六	市道	上野原市上野原一、八八四番地 二先（丁字路交差点・東進車両 ）	上野原	平成一九年二 月一三日	告示第一一七号

に改める。  
別表第十七中

一一、二五二	県道 敷島田 富線 （都市 計画道 路田富 町敷島 線）	中巨摩郡竜王町 西八幡三、五九 九番地先（株秀 和前交差点）か ら	南甲 府	平一 三・一 三	告示 第一四 号
一一、二五二	県道甲 斐中央 線	甲斐市西八幡二 、五四九番地一 先（玉幡小学校 ）	南甲 府	平一 二・一 三	告示 第一四 号

一一、三〇二	県道中 道塩山 線	東八代郡境川村 石橋七〇二番地 先（石橋北交差 点）から東八代 郡八代町米倉一 	石和	平成一五 年五月一 日	告示第三 二二号
一一、二九九	県道白 井甲州 線（圭 林バイ パス）	笛吹市境川町三 柵六四六番地先 （大坪交差点） から笛吹市八代 町米倉六八七番 地の一先（花田 橋西詰）までの 両側	笛吹	平成一九 年一二月 一三日	告示第一 一七号
一一、二九九	県道中 道塩山 線（圭 林バイ パス）	東八代郡境川村 三柵六四二番地 の二先（宍峽東 技研西側交差点 ）から東八代郡 境川村石橋七〇 二番地先（石橋 北交差点）まで の両側	石和	平成一四 年一二月 二八日	告示第七 三三号
一一、二九九	県道中 道塩山 線（圭 林バイ パス）	入口交差点）か ら甲斐市西八幡 三、六六八番地 先（竜王西小学 校北交差点）ま での両側	石和	平成一四 年一二月 二八日	告示第一 一七号

一八〇	国道一四〇号	山梨市万力一、〇九九番地先(フールツ公園入口交差点)から山梨市万力七五二番地先(西関東連絡	日下部	平成一九年二月三日 告示第一一七号
一七九	県道葎崎南アルプス中央線(旭バイパス)	葎崎市神山町北宮地三八一番地先(武田八幡宮入口交差点)から葎崎市旭町上條南割二、九六一番地先(旧県道葎崎南アルプス中央線との交差点)までの両側歩道(四、八〇メートル)	葎崎	平成一九年三月九日 告示第二七号
一七九	県道葎崎南アルプス中央線(旭バイパス)	葎崎市神山町北宮地三八一番地先(武田八幡宮入口交差点)から葎崎市旭町上條南割二、九六一番地先(旧県道葎崎南アルプス中央線との交差点)までの両側歩道(四、八〇メートル)	葎崎	平成一九年三月九日 告示第二七号
一、三〇二	削除		笛吹	平成一九年二月三日 告示第一一七号

に改める。  
別表第十九中

を

、一〇〇番地の  
一先(狐川橋東  
交差点)までの  
両側

二七	県道甲斐中央線	甲斐市西八幡二、五四六番地先(玉幡小学校入口交差点)	三	平成一九年二月三日 告示第一一七号
二六	県道葎崎櫛形豊富線	葎崎市円野町入戸野一、二四九番地先(バイパス北側との丁字路交差点)	一	平成一三年六月七日 告示第三号
二六	県道葎崎櫛形豊富線	葎崎市円野町入戸野一、二四九番地先(バイパス北側との丁字路交差点)	一	平成一三年六月七日 告示第三号

に改める。

を

に改める。  
別表第三十三中

道路万力ランプ交差点)までの両  
側歩道(五二〇メートル)

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番